

品川区営自転車等駐車場指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区営自転車等駐車場の管理については、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入している。令和4年3月31日をもって第三期の指定管理期間の5年間の満了となるため、令和4年4月1日からの指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名称 大井町駅東口区営自転車等駐車場 他 計23施設
- (2) 所在地 東大井五丁目20番・21番・22番先、東大井六丁目1番先 他

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 自転車等駐車場の利用等に関すること
- (2) 自転車等駐車場および付属設備の維持管理・修繕に関すること

4. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。
- (2) 選定委員会の設置
候補者の選定にあたっては、「品川区営自転車等駐車場指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。
 - ① 駐車場利用者の平等な利用およびサービス向上を図るものであること。
 - ② 区営自転車等駐車場の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - ③ 区営自転車等駐車場の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、区営自転車等駐車場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6. 今後の予定

- 令和3年7月 募集要項の配布
- 9月 指定管理者候補者選定準備委員会、選定委員会の開催・選定
- 11月 指定管理者指定の議案提出・議決
- 令和4年3月 指定管理者業務の協定締結
- 4月 指定管理者業務開始